

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社は企業倫理とコンプライアンスの重要性を認識し、企業の社会的責任(CSR)を果すことを経営上の最も重要な課題の一つとして位置づけしており、このことが、企業価値の向上に不可欠であると認識しております。その実現のために、株主の皆様や取引先をはじめ、生活者、社員等さまざまなステークホルダーとの良好な関係を築くとともに、的確な経営の意思決定、それに基づく業務執行、並びに適正な監督・監視を可能とする経営体制を構築し、総合的にコーポレートガバナンスの充実が図られるよう努めております。

コーポレートガバナンスに関するガイドライン等の策定

取締役を含めた社員一人ひとりの行動規範として「DNPグループ行動規範」「北海道コカ・コーラグループ社員行動規準」を制定しております。また、全社的な内部統制の体制を充実させるべく、2006年5月に、「北海道コカ・コーラグループコンプライアンス管理基本規程」を制定するとともに、「内部監査規程」等の社内諸規程を改定いたしました。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

#### 【補充原則1-2-4 議決権行使プラットフォーム利用、招集通知の英訳】

議決権行使プラットフォームの利用は導入しておりませんが、株主の皆様の利便性や費用対効果を総合的に勘案し、今後、導入を検討してまいります。また、当社の株主構成における海外投資家比率は4.7%と低いため、招集通知の英訳はしておりませんが、今後の比率の動向に応じて導入を検討してまいります。

#### 【補充原則3-1-2 英語での情報開示・提供】

現在、当社の海外投資家の比率が極めて低いことから、決算説明資料、株主総会招集通知その他各四半期決算概況等についての英文開示は行っておりません。なお、今後、当社の株主構成における海外投資家の比率が増加した場合、合理的な範囲において、英語での情報開示・提供を進める考えでおります。

#### 【補充原則4-11-3 取締役会の実効性の分析・評価】

当社は、取締役会の実効性、すなわち取締役会として、その役割・責任を果たしているかどうかについての分析・評価に関しては、今後具体的な方法を含めて、検討してまいります。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

#### 【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

当社が、他社の上場株式を取得するのは、営業政策上の得意先との関係強化や連携強化を目的としています。保有する上場株式については、保有先との取引状況の推移、保有先の業績動向、当社の事業の状況や中長期的な経済合理性・将来の見通しを踏まえて、保有の意義・目的について、定期的に検証を行っています。その結果、保有の意義がないと判断した上場株式については、売却を進めております。保有株式の議決権行使にあたっては、当該保有先との関係強化及び連携強化を通じて、当社の業績及び企業価値を高めることに資するかを判断基準としております。

#### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社では、毎年、会社法に則り、各取締役から関連当事者に該当する取引の状況を聴取し、その内容につき外部会計監査人の監査を受けております。また、関連当事者間の取引がある場合は、取締役会規則に基づき、取締役会決議を受けております。

#### 【原則3-1 情報開示の充実】

##### (1) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社の経営理念、経営計画等につきましては、CSRレポート、株主総会招集通知及び年2回株主向けに発行している「株主の皆様へ」を通じて公表しております。

##### (2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

本報告書の上記「1. 基本的な考え方」に記載しておりますので、ご参照ください。

##### (3) 取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するにあたっての方針と手続

取締役の報酬等については、株主総会で承認された取締役報酬等の限度内で算定しております。各取締役等の報酬等については、担当する職務、責任、業績、貢献度等の要素を基準として、総合的に勘案し決定しております。

なお、常勤取締役については、月額報酬の一部を当社役員持株会に拠出し自社株購入に充てる制度を導入し、購入した株式は退任時まで売却を不可とすることから、中長期的な企業成長と株主価値の向上が連動する報酬制度の性格を持たせております。

##### (4) 取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

取締役候補者の指名につきましては、取締役会で協議・決議しております。

監査役候補者の指名につきましては、監査役会の同意を受けたうえで、取締役会で協議・決議しております。

取締役・監査役候補者の指名においては、その人物の人格・能力・見識・責任感・リーダーシップや、当社の企業規模や事業分野において必要とされる広汎かつ専門的な知識・経験・判断力等の基準を十分考慮のうえ、その職務と責任を全うできる適任者を選任しております。

##### (5) 取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補者の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明

取締役・監査役候補者の指名理由の一部として、参考書類に記載の略歴・地位・担当等を挙げております。

#### 【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

取締役会は、法令及び定款の範囲で、取締役会決議事項及び取締役への委任事項を、取締役会規則、稟議規程、組織規則等において定めており、経営や経理に関する重要な一般稟議事項、重要な組織に関する人事稟議事項、一定金額以上の設備投資に関する設備稟議事項などの項目に従って、取締役への委任範囲を定めております。

【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

当社は、当社と利害関係の無い独立社外取締役を2名選任しております。社外取締役の春原誠氏と富岡俊介氏は弁護士としての専門的見地と企業法務に関する豊富な経験を有しており、この2名は、取締役会における監督機能に加え、その専門的な知識・経験と高い見識に基づく経営に対する助言・提言を通じて、取締役会の透明性と説明責任の向上に貢献するとともに、ステークホルダーの意見を取締役会に適切に反映させる役割を担っております。

【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、独立社外取締役の選任にあたり、経営監督の実効性を確保する為に、会社からの独立性の確保を重視しております。独立性の判断につきましては、東京証券取引所が定める規則に則り、その適任性については個別の候補者毎に取締役会で判断しております。

【補充原則4-11-1 取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】

当社は、迅速・的確な経営判断を行うため、それぞれの専門知識や経験を備えた業務執行取締役が経営の意思決定に参加することで多様性や適正規模を確保し、各取締役が責任と権限をもって職務を執行するとともに、他の取締役の職務執行の監督を行うことのできる体制としております。また、経営に関する適正な監督機能を一層強化するため、独立性を有する社外取締役が経営の意思決定に参画しております。

【補充原則4-11-2 役員が他の上場会社の役員を兼任する場合における兼任状況】

当社の取締役・監査役の他の上場会社の役員の兼任状況は、定時株主総会招集ご通知の事業報告の当社の会社役員に関する事項の取締役及び監査役の状況及び株主総会参考書類の略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況等において毎年記載しておりますので、ご参照ください。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役のトレーニングの方針】

当社は、会社法並びに「DNPグループ行動規範」及び「北海道コカ・コーラグループ社員行動規範」に従って適切に職務を執行するため、新任役員に対し、当社の事業全体への理解に加え、適切な投資判断に資する財務知識の取得やコンプライアンス意識を高めることの重要性について研修を実施しております。また、就任後においても、適宜、外部の専門家による講習・研修を受講・利用することができる体制としております。これらの費用については、会社に請求できるものとしております。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

(方針)

当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を実現するためには、株主を含めたあらゆるステークホルダーとの会話が不可欠であると捉えております。株主からの建設的な対話の申し込みにについては、IRを担当する取締役が、合理的な範囲で対応することを基本としております。

(体制)

- (1)当社は、株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組として、広報・CSR推進部がIRを担当し、同部担当取締役がこれを統括しております。
- (2)この統括の下、広報・CSR推進部、総務人事部、経営管理部等の各部門が日常的に連携し、情報共有と課題解決に努め、株主との対話の効果を一層高めるための体制を構築し、運用しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
大日本印刷株式会社	19,530,047	51.34
株式会社栗林商会	3,028,609	7.96
HSBC BANK PLC A/C CLIENTS. NON TREATY 1	608,000	1.59
北島義俊	506,500	1.33
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	445,737	1.17
株式会社北洋銀行	279,050	0.73
栗林徳光	199,030	0.52
東洋製罐グループホールディングス株式会社	184,799	0.48
伊藤組土建株式会社	180,746	0.47
第一生命保険株式会社	180,000	0.47

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	大日本印刷株式会社 (上場:東京) (コード) 7912

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部、札幌 既存市場
決算期	12 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

#### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社では親会社である大日本印刷株式会社及び同社の子会社との取引条件について、市場相場等を参考に価格、その他の取引条件等を双方協議の上合理的に決定いたします。

#### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

---

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	8名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
春原 誠	弁護士													
富岡 俊介	弁護士													

#### ※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

#### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
春原 誠	○	——	弁護士としての専門的知見と企業法務に関する豊富な経験により、社外取締役としての役割を適切に遂行できると判断したため。
富岡 俊介	○	——	弁護士としての専門的知見と企業法務に関する豊富な経験により、社外取締役としての役割を適切に遂行できると判断したため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

## 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	5名

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は会計監査人から期初に監査計画の説明をうけ、期中に適宜監査状況を聴取し、期末に監査結果の報告を受けるなど、緊密な連携を図っている。

当社監査役会は、会計監査人の適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、会社法344条に基づき会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、当社取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会の目的とするものとします。

また、当社の監査役会は、会社法第340条に基づき会計監査人を解任することができるものとし、この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

会計監査人の名称 明治アーク監査法人

当社の内部監査部門である監査室は、内部監査規程に則り、業務執行部門から独立した客観的な視点で、北海道コカ・コーラグループの会計監査、業務監査を実行しており、その監査結果を定期的に監査役へ報告している。また、監査役は監査室と定期的に情報交換を行っている。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	0名

### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山崎 駿	公認会計士													
上田 恵一	公認会計士													
伊藤 直哉	学者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

### 会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山崎 駿		_____	会計士としての専門知識を有しており、監査機能を強化できると考えます。
上田 恵一		_____	会計士としての専門知識を有しており、監査機能を強化できると考えます。
伊藤 直哉		_____	大学教授としての専門知識を有しており、監査

## 【独立役員関係】

独立役員の数

2名

その他独立役員に関する事項

## 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する  
施策の実施状況

実施していない

該当項目に関する補足説明

業績連動型報酬制度等については実施していないが、取締役報酬として月例定額報酬を実施している。また、平成20年3月の株主総会終結のときをもって、退職慰労金制度を廃止するとともに、平成20年4月より、常勤取締役は、役員持株制度により月額報酬の一部を毎月拠出し自社株購入に充てるものとした。

購入した株式は、退任時まで売却を不可とすることから、中・長期的な企業成長と株主価値向上に連動する報酬制度の性格を持つこととなる。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

## 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役報酬は事業報告及び有価証券報告書において支給人員数と全取締役に対する支給額総額を開示している。  
有価証券報告書は当社ホームページから閲覧することができる。

報酬の額又はその算定方法の決定方  
針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

## 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

重要な情報については、社外取締役に対しては担当取締役が、社外監査役に対しては常勤監査役が、必要の都度情報提供をしている。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

## ・業務執行の状況

取締役会は8名で構成されており、会社の重要な業務執行の決定を行うとともに、各取締役の職務の執行を監督している。  
また、常勤役員及び執行役員等で構成する経営会議を毎月1回以上定期的に開催し、各種施策を協議・決定するなど業務執行の迅速化に努めている。

グループの経営執行については、経営会議の中で、グループ各社の業務執行状況の把握及び経営指導を行うとともに経営課題の共有化につとめている。

また、当社は、監査役会設置会社であり、社外監査役を含む監査役は、取締役の職務執行について、監査役の定める監査基準及び分担に従い監査を実施しており、必要に応じて、取締役、使用人に対して業務執行に関する報告を求めている。

監査役会は、社外監査役3名を含む5名で構成されており、監査役は効率的な経営の意思決定に資するため、取締役会、経営会議等に出席している。

## ・内部監査及び監査役監査の状況

当社は監査室による内部監査体制と、監査役及び会計監査人による監査体制をとっている。

監査部は業務執行部門から独立した客観的な視点で、当社グループの業務監査を行い、問題点の指摘、改善策の提案などを実施している。監査役は、監査部と定期的な情報交換を行うとともに、会計監査人からは期初に監査計画の説明を受け、期中に適宜監査状況を聴取し、期末に監査結果の報告を受けるなど、緊密な連携を図っている。

### 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

取締役相互による業務執行状況の監督が機能しており、監査役会による経営監視も機能していると考えていることから、現状のコーポレート・ガバナンスの体制を採用しております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	事業報告のビジュアル化

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	有価証券報告書、決算短信、決算公告等のIR資料をホームページに掲載している。 ( <a href="http://www.hokkaido.ccbc.ne.jp/">http://www.hokkaido.ccbc.ne.jp/</a> )	なし
IRに関する部署(担当者)の設置	広報・CSR推進部を設けIR対応している。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「DNPグループ行動規範」(「DNPグループ行動憲章」を改訂し2007年に制定)と「北海道コカ・コーラグループ社員行動規準」(2003年に制定)を策定し、社会の繁栄と着実な発展への寄与、公平・公正な企業活動、地球環境の保全、社会貢献、自由闊達な企業文化の確立など、北海道コカ・コーラグループ社員の行動の規範と具体的な行動の指針を定めている。その中に、創発的な企業として社会的責任(CSR)を果たし、株主や顧客、生活者、社員などさまざまなステークホルダーを尊重し、信頼を得られるよう行動していくことを規定している。また、北海道コカ・コーラグループの経済活動のみならず、社会的課題への取り組み、環境保全活動などにおいて、さまざまなステークホルダーとのコミュニケーションを通じて理解を深め、相互に信用・信頼を高めている。
環境保全活動、CSR活動等の実施	コカ・コーラシステムは、世界共通で「KORE」と呼ばれる独自のマネジメントシステムにより、地球温暖化防止をはじめとする環境保全活動を展開している。CSR活動に関しては、北海道コカ・コーラグループ各社を含めた横断的な取り組みを推進するため、広報・CSR推進部を開設し、各種委員会と連携して、社会動向を踏まえた北海道コカ・コーラグループにおけるCSR課題の抽出とその改善への取り組みを進めている。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	財務報告の信頼性を確保するための体制及び当社が会社情報の適時適切な開示を行うための体制を整備するため、経営会議の統括のもと、広報・CSR推進部が、北海道コカ・コーラグループ会社情報の適時適切な開示統制を行うものとする。
その他	当社は多くの方々にコカ・コーラ製品をより身近に感じていただくことを目的に、一般市民、学校、団体に工場見学を実施している。 他に、YOSAKOIソーラン祭りへの協賛、地元のチームである北海道コンサドーレ札幌、日本ハムファイターズ、レバンガ北海道へのスポンサー契約、教育・福祉・スポーツ・イベントに関してさまざまな協賛や協力をし、地域とのコミュニケーションを図っている。



## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

#### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方

当社では、的確な経営の意思決定、適正かつ迅速な業務執行、並びにそれらの監督・監査を可能とする体制を維持していくため、経営会議が内部統制の統括組織として、北海道コカ・コーラグループコンプライアンス管理基本規程に基づき各部門を検査、指導するとともに、監査室が、内部監査規程に基づき会計監査、業務監査を実施し、それぞれが監査役へ実施状況を報告することで、業務の適正を確保していくものとする。

#### 2. 内部統制システムに関する整備状況

##### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. 当社では、全社員(取締役含む)の行動規範として、「DNPグループ行動規範」及び「北海道コカ・コーラグループ社員行動規準」を定めており、研修等を通じてこれらの徹底を図る。

イ. 当社取締役会については原則として3か月に1回以上開催し、「取締役会規則」に基づきその適切な運営を確保するとともに、取締役は相互に職務の執行を監督する。なお、当社は監査役会設置会社であり、当社監査役は、取締役の職務執行について、監査役会の定める監査規準及び分担に従い、監査を実施する。

ウ. 北海道コカ・コーラグループにおける業務の適正を確保するための体制等の構築及び運用に関して、「北海道コカ・コーラグループコンプライアンス管理基本規程」を制定するとともに、当社経営会議が当該規定に基づき、北海道コカ・コーラグループの内部統制を統括する。

エ. 内部統制実行委員会等の各委員会及び特定の法令等を主管する本社各部門は経営会議の統括のもと、その主管する分野について、他の各部門に対し、検査・指導・教育を行う。

オ. 財務報告の信頼性を確保するための体制及び当社が会社情報の適時適切な開示を行うための体制を整備するため、経営会議の統括のもと、広報・CSR推進部が、北海道コカ・コーラグループ会社情報の適時適切な開示統制を行うものとする。

カ. 業務執行部門から独立した監査室は、各部門及び各グループ会社に対して、業務の適正を確保するための体制等の構築・運用状況等についての内部監査・指導を行う。

キ. 当社各部門の長は、「北海道コカ・コーラグループコンプライアンス管理基本規程」に基づき、それぞれの業務内容等に照らして自部門に必要な体制・手続を自律的に決定し、実施・点検・評価・改善を行う。

ク. 企業倫理行動委員会内に設置されているオープンルームは、法令違反等に関する北海道コカ・コーラグループ社員等からの通報を受け、その対応を行う。

##### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、取締役会議事録、各種委員会議事録、稟議書その他の文書又は電子文書に記載・記録する。また、これらの情報を記載・記録した文書及び電子文書を、「北海道コカ・コーラグループ情報セキュリティ基本規程」及び「北海道コカ・コーラグループ文書管理規程」に従って、適切かつ安全、検索性の高い状態で、10年間以上保存・管理する。

##### (3) 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、製品安全、情報セキュリティ等に係るリスクの管理については、親会社である大日本印刷株式会社の助言に基づき、規程等の整備、研修の実施等を行い、リスクの未然防止に努めるとともに、リスク発生時には、北海道コカ・コーラグループにおける損失を回避・軽減するため、速やかにこれに対応する。

また、新たに生じたリスクについては、速やかに対応すべき組織及び責任者たる取締役を定める。

##### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を3か月に1回以上開催するほか、必要に応じて適時開催する。

イ. 取締役会の決定に基づく職務の執行については、稟議規程その他の社内規則等に則り、それぞれの責任者がその権限に従って行う。

##### (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

ア. 北海道コカ・コーラグループにおける業務の適正を確保するため、全社員(取締役を含む)の行動規範として「DNPグループ行動規範」及び「北海道コカ・コーラグループ社員行動規準」を定めており、研修等を通じてこれらの徹底を図るとともに、業務の適正を確保するための体制等の構築及び運用に関して、「北海道コカ・コーラグループコンプライアンス管理基本規程」を制定し、各グループ会社は、これらを基礎として、それぞれ諸規程を制定・整備する。

イ. 各グループ会社はア.の方針に基づき、事業内容・規模等に照らして自社に必要な体制・手続を自律的に決定し、実施・点検・評価・改善を行う。

ウ. 当社監査室、経営会議事務局及び各委員会を含む本社各部門は、ア.イ.の実施状況について、監査もしくは検査、指導・教育を行う。

エ. 北海道コカ・コーラグループにおける重要な業務の意思決定及び執行状況については、親会社である大日本印刷株式会社へ報告する。また親会社である大日本印刷株式会社の監査室及び企業倫理行動委員会等による、北海道コカ・コーラグループにおけるコンプライアンス体制の構築・運用状況等の監査もしくは検査・教育を受け入れる。

オ. 親会社である大日本印刷株式会社及び大日本印刷株式会社以外の株主の利益が実質的に相反するおそれのある大日本印刷株式会社との取引その他の施策を実施するにあたっては、必ず取締役会に付議の上、決定する。

##### (6) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人への監査役の指示の実効性の確保に関する事項

当面、監査役の職務を補助すべき使用人は設置しないが、監査役が設置を求めた場合には、取締役会は、設置するか、また、その人数・地位等について検討・決議する。

(7) 当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制、その報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制その他の当社監査役への報告に関する体制

ア. 監査役は、必要に応じて、いつでも取締役及び使用人に対して、業務執行に関する報告を求められることができるものとし、北海道コカ・コーラグループの取締役及び使用人は、当該報告を求められた場合は、速やかに報告を行う。

イ. 取締役は、法令に違反する事実その他会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見した時は、監査役に対して当該事実を速やかに報告する。

ウ. 当社監査室及び経営会議事務局は、その監査内容、業務の適正を確保するための体制等の構築・運用状況等について、それぞれ定期的に監査役へ報告する。

エ. 上記の報告をした者に対しては、内部通報者の保護に関する規定に準じて保護する。

##### (8) 監査役の職務の遂行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の職務遂行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の遂行について費用の前払い等を請求した場合は、監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、当社は速やかにその請求に応じる。

##### (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会、経営会議、その他重要な会議に出席し、必要な助言または勧告を行う。

また、稟議書、報告書等を閲覽し、会社経営全般の状況を把握し、必要に応じて、代表取締役、会計監査人との意思疎通をはかり、定期的に意見交換を行い、監査室とも連携し、監査の実効性を高める。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

「DNPグループ行動規範」において反社会的勢力との企業活動を一切行わないことを定め、これを遵守するとともに、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には関係遮断を可能とする取り決めを、各取引先との間で進める。また反社会的勢力による不当要求に備えて、警察、弁護士等の外部専門機関との連携を強化する。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

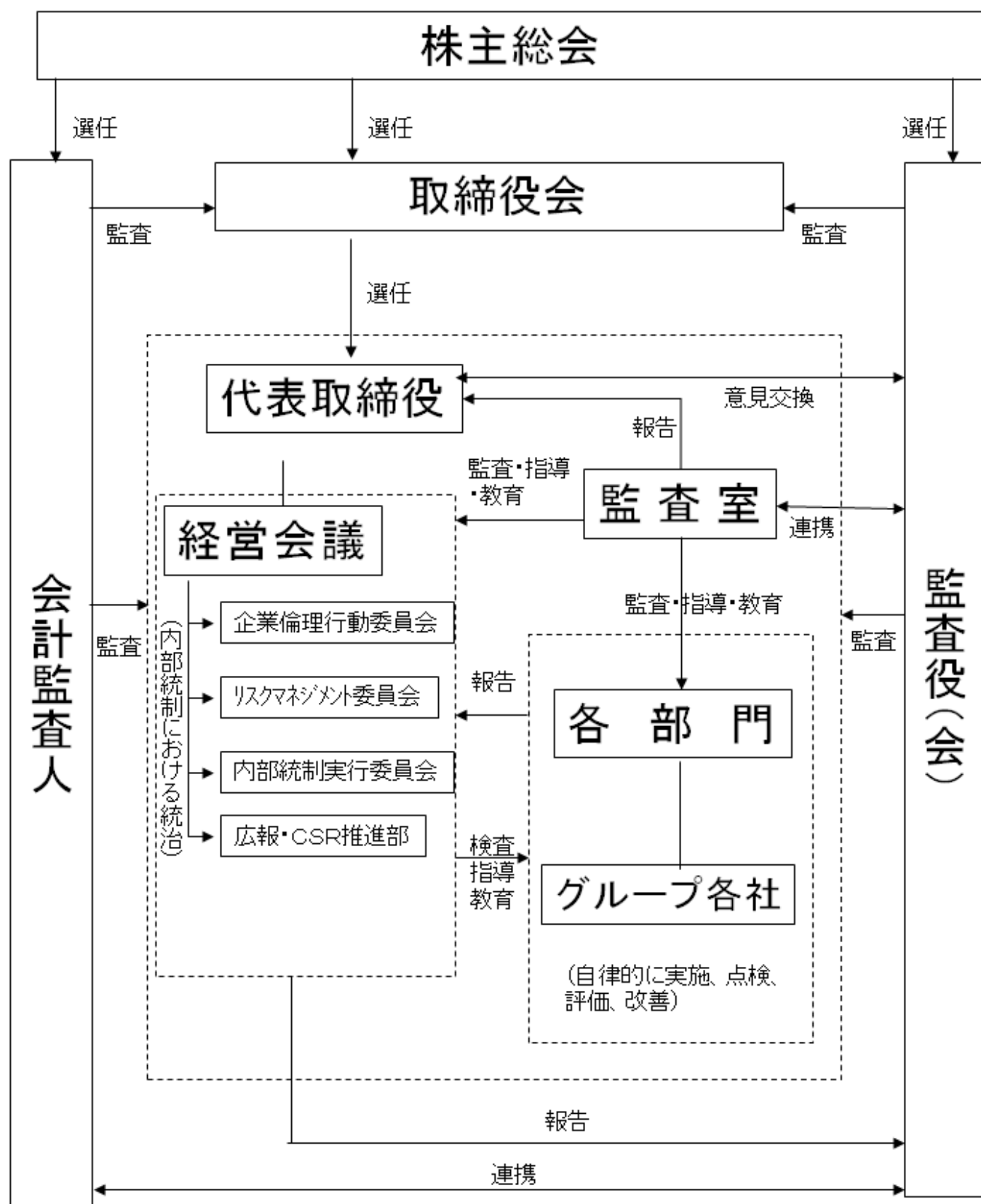
買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

# 模式図



適時開示に係る社内体制

